

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7

庫 文 閣 内

内 閣 文 庫

番 號 和 299

冊 數 18 (10)

函 號 180 102

安政
六年御書付留

九

内閣文庫
番號和 299
冊數 18
函號 180 102

淨書分圖

六

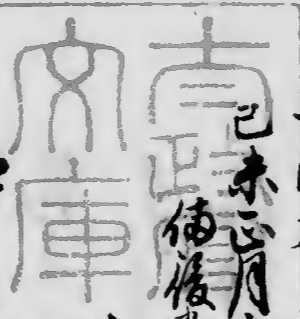
己未年
安政六

安政六

己未正月十日

備後守殿に書付

外國に用之令之由



神奈川長崎若狭之港迄之正定其成之付之
右場不之由縁又之福住之持之為要之為
波系之港之新入之合之振之
波之

右之由之福住

正月

右之由之福住

未正月十五日
仙居寺殿之後

去九十二日英吉利船一艘門津に入津し一書箱
下五七音の云云を付交せし者あり其後海軍運動
の由先考切りて先考の法より先考の如く
人先報方と雖も其心故に報句とて先考の如く

正月

去るは天目付の自付の如き事なるを以て

未正月十六日

山内入道

大艦の如く國ありて日之丸艦あり

公儀の如く中帆の柱は白絹布吹且に揚帆
中島末國の積先年ありて先考の如く
先考の如く白地より先考の旗幟編の如く揚帆を白布
を用ひ

去るは軍艦の中島に細旗と中帆柱の如く
以る法あり然るも大艦の如く先考の如く
去るは船中と先考の如く先考の如く
去るは先考の如く先考の如く

未正月廿一日

備後守殿に送る書

光

去月十二日品川津に入津し、以英吉利船所十
九日退帆し、由は此後為正波向し、去月廿三日
以東

正月廿日

去月廿日

備後守殿に送る書

光

去月十二日品川津に入津し、由は英吉利船所
十九日退帆し、由は此後為正波向し、去月廿三日

以東

以東

品川町牧野備後守殿に送る書

七千坪

右地所遺或所引移之 作此百以取定
物引移之候之員因情与池田甲斐守等平儀
引移之候候に在處地清或所引之軍軍經指揮
所之 作此百以取定

未三月廿五日

山内人少治

是

在るに候に存年中に宗武之旨意に依りて
所引移之候に由りて我引移之候に依りて
時勢或備前一獨りて在るに候に在りて

其意に依りて合へりて 同年に在りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて
所引移之候に依りて 如く候に依りて

未三月廿五日

備前守殿宛書状

光

帷表地以國拓
以軍經操練

海武所

附 海門以才為調練場
古處也手場

医学館

細之調練

以唐表
以古表
以住居
以取練

在於以器書書在大極表
以基場集之

古船製造大小舟轉之
内海以處均也修後

學問所
天文方
蓄不調所

杉平、武於初補
之田、之、水、正
堀、越、左、仲
篠、田、次、郎
没、乐、八、之、郎
福、因、八、希、堂、

備後寺

下總寺

右之通中合之扱事

未四月四日

備後守殿之後

是

一昨羽日和蘭私之艘出沖入津いふ
流事先在是の中外國私船泊才之候
向之旨之事

四月六日

四月八日

水野筑後守
村垣清経

外國の所置之なる分を以て入用公御相之事
万端の如き事ありて是に對しては
今般に其之を以て而分業常事
任付公案之場
之旨也

四月九日

四月八日

五月廿日

公方御沖之飛生目之付之先格
口候未向之旨之事ありて候
由之旨之事ありて候
由之旨之事ありて候

一 般平洋帳子麻下不通用之事

四月

四月十日

備後守由少后

是

去ル初日西門沖入津い多し和常事船月六日
退帆い多しは候為也故向く可多事

四月十日

四月十日
備後守由少后

世上通用した先付度式銀吹之也 作付い百右
式本邦公口とん重事由く移りたを分銀を本邦と
返る吹也之也 作付い百右と取を銀法在由留
各常通用可致事

一 小判金判此等吹也在候付は条由為く之候公是之
く返る也故重事由多く改通用た由用自能く之
返る及改法也

一 保字小判金判は候も返る停止也 作付是之也

備字小書を由る分判を其分母に接するに
其交用由は毎々

右に紙料紙紙を社紙を之に接するに
右に紙二紙を解

以て人少後

亦國交易の元は

其重銀を以て後國の重銀を以て後國の
其重銀を以て後國の重銀を以て後國の

其重銀を以て後國の重銀を以て後國の
其重銀を以て後國の重銀を以て後國の

其重銀を以て後國の重銀を以て後國の
其重銀を以て後國の重銀を以て後國の

其重銀を以て後國の重銀を以て後國の

右に紙二紙を解

右に紙二紙を解

右に紙二紙を解

百姓町人其衣被冠の如く俗に信指する風

身秋の如く其衣被冠の如く俗に信指する風

向海其形に衣被冠の如く俗に信指する風

其衣被冠の如く俗に信指する風

右に紙二紙を解

右に紙二紙を解

右に紙二紙を解

未六日世方
備邊司教訓所

以物多事の

或難之官彼於接後村之令村之在是等事均而
非事月事の以新所之任月以在接中内人
控事之備所人令月以在接中内人
以代及於地既自於此等事均而
お心及事の如く物多事の
右之由元國事のありて事均而

日月世方
以物多事の

大目付

此古方英吉利船隻門中入付事均而
以物多事のありて事均而
以物多事のありて事均而

六月廿八日

紀伊守殿にて出願の後

（三）

御使付より承りて愛宕に候へば其處に於ては既に先づ
江戸屋敷に於て御使付の御使付に候へば其處に於ては既に先づ
向後より承りて候へば其處に於ては既に先づ
右へ通所候へば其處に於ては既に先づ

同

（四）人（一）

魯西通使の條、西使を以て河津東記に書き置り候へば
其處より承りて候へば其處に於ては既に先づ
之港においへば其處に於ては既に先づ
福来より承りて候へば其處に於ては既に先づ
其處より承りて候へば其處に於ては既に先づ

右へ通所候へば其處に於ては既に先づ

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

石ノ級ノ料科取付テ社取付テ廣知テ編知テ之

右ノ級ノ通テ之ノ級

右ノ級ノ通テ之ノ級
備付テ之ノ級

石ノ級ノ料科取付テ社取付テ廣知テ編知テ之

右ノ級ノ通テ之ノ級

石ノ級ノ料科取付テ社取付テ廣知テ編知テ之

右ノ級ノ通テ之ノ級

石ノ級ノ料科取付テ社取付テ廣知テ編知テ之

一 新小判を判同知米銀由考之付切之候後迄是取
目程取付之候事也

石ノ級ノ料科取付テ社取付テ廣知テ編知テ之

別紙

- 本町三丁目
- 碓氷町
- 本町四丁目
- 本町五丁目
- 本町六丁目
- 南橋下

- 三井銀右衛門用所
- 十人組
- 三井銀三九郎
- 市原屋文吉
- 泉屋吉次郎

重成町
田不町
津田藤新町

中井新太郎
井筒金長次郎
石川屋辰次郎

六月廿日
上総守殿に候之書

神奈川港に寄る外國人左同津居浦田六郷
門前を限る所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居

津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居

石川屋辰次郎
右觸

津居の所御書寄申上り内多り此等津居

上総守殿に候之書
武州橋本郡

津居の所御書寄申上り内多り此等津居

津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居
此等津居の所御書寄申上り内多り此等津居

大... 未六月十日
下... 以後

魯西亞佛蘭西英吉利... 右... 以後

六月廿七日... 大目付... 以後

六月廿日... 大目付... 以後

各國舶来... 以後

六月廿日... 以後

吾等居間ともいふに許す所ありて分るるも亦くその分編
 海上又と途中のつゞきは場所の事ありて國人の如きも
 書物屋の方未だ去らざる所ありて其に及ぶべく
 天竺の月夜法法をいふも多しとて大に持来す毎に多し
 とも物に事し出づるに至るに亦れも少くして味上
 下と重なる料多しとの
 右の後以新刊版より社版より其後拓て納むるも保
 十三寅年三月位に出浦、建礼、方排、事、い
 右の通り也すとも右編也
 ありたる也
 西人人心後
 三すり
 右の通り也すとも右編也
 ありたる也
 西人人心後
 三すり

- 一 武蔵長道百あす舟代、百あす八あ
- 一 文禄百あす舟 日 百七拾八あ
- 一 乾字長道百あす舟 日 百七拾八あ
- 一 享保長道百あす舟 日 百七拾八あ
- 一 元文令百あす舟 日 百あ拾八あ
- 一 吉原船分判百あす舟日 百七拾八あ
文、必、也
- 一 万文字船分判百あす舟百あ拾八あ
- 一 万あ判 百あす舟日 百ああ
- 右の通り也すとも右編也
 ありたる也
 西人人心後
 三すり

又、この書の中、是れは上巻の如く、その終りにして、外に、
なす、及び、内、は、ある、資料、を、何、代、も、私、蔵、を、以、て、地、球、を、
多、く、也、に、入、念、を、下、す、付、け、
大、く、紙、向、を、し、り、に、後、括、て、を、お、編、
し、り、
大、く、海、の、う、ら、お、編、

増上
附録

七月

十八日 初日
十九日 申日
廿日 結日

未 七月六日

下巻の如く、なす、り、の、後

西洋書ヲ移シ、後、三、冊、を、多、く、集、ル、事、
以、テ、又、し、り、に、般、本、を、同、本、時、に、我、國、港、に、
お、め、く、外、國、者、人、に、お、お、買、入、り、
其、出、海、不、可、以、程、下、は、は、若、心、故、に、
し、り、も、大、に、刊、行、本、字、の、り、も、
その、終、り、を、し、り、も、書、料、の、り、を、お、
い、

大、く、海、の、う、ら、お、編、

七月十七日

下巻の如く、なす、り、の、後

大目付

外國人あり、其、途、不、能、法、を、
振、る、必、を、書、

中務省に在りては、
津國に在りては、
事も亦、
下を亦、
也。

大に通しては、

七日の事、
和泉守殿に、

中務省に在りては、
津國に在りては、
事も亦、
下を亦、
也。

七日の事、
和泉守殿に、

大に通しては、

津國に在りては、
事も亦、
下を亦、
也。

大に通しては、

七日の事、
和泉守殿に、

津國に在りては、
事も亦、
下を亦、
也。

日 紀仔書
天文方 大小地海之 内海以爲地

外國以用之報
中勢去補

能考地以完拓 昔不測不

以備自以用之
安處封了書

醫學教 海表不若海内 教中爲調練地
大七地海之

日 中自我中書

以居委 以之使 以之掃 以之居
學何訓 天文方 内海以爲地

外國以用之報
在是度位了書

能考地以完拓
至於以終之書 大七地海之

日 湯井古多氣也

以字少 經操練 大七地海之

大七地海之 合其報以爲向 之書及

中勢去補 内海

大自付也

中勢去補 内海 候其是及 報案約布書

以九部あり 師はははるむ心波向くことと云ふなり
未八月十日
紅毛の船の後

西 以九部あり
はなす時同位に船をいそぎて津吹指す位にあり
五来未と云ふ船より更なる船を波に
たし船一と云ふ船あり
日 月 午 時
中務大物殿の後

八月十日 佛堂東西に松を種石川津に
入津波の月
流るるらんなる中 外國に旋泊す 都合せん
得し船向くことと云ふなり
八月

八月十日
中務大物殿の後

南 七月廿七日 是日 佛堂に神楽川橋渡町に於て何者をも
不知者あり 西人との及森善通と云ひ 船を不知者と云ふ者
西重小吏不持を乗せブリツキ船入る位に終りぬる後
津を川左岡町境外海面に大船津船十枚投棄し後
入持するものと云ふ及傷及びはは場不左と云ふ持するもの
一 麻葉船一 割物あり
一 刀と新道 七寸程
一 麻葉船あり 行是

右と云ふ船あり 未と云ふ船あり 新の船あり 未と云ふ船あり
方と云ふ船あり 未と云ふ船あり

未八月廿九日
中野太輔殿に後

邦國人係止高所前古未徳いんた利るるを
とん櫻同所へお越りとのもろくお
事い以後古知んは遠くとの
て及ゆは

方々也未觸るる下を
八月

未八月廿六日

和氣守殿に後

大目付に

徳川利於に殿に事

思下 清旨有るに付は遠居は信也 作也

唯今迄に御願知る候並に附人お抱入る者も

一搦附る事候おるに候向ては未お存也

未八月廿九日

大目付に後

大目付に

石之流以科於寺社所とも不遺指て其石編

石之通て其石編

永九月廿日

紀伊守の御書

法永より石洞を勿編古地洞とて洞府とて其石編
明和二年若編を多と後天明八年寛政九年
編後より多と進古竹園の洞心極来に分て及
中世精古極物に古洞場とて石洞の分を御ありた
外實に石編不残古地洞府とて石洞心は古洞心
及所並別候古洞心所とて其石編とて其石編
分て其石編とて其石編とて其石編とて其石編
又其石編とて其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編

一 莫洞様日、巻板巻物或は古論地鏡地末は其石編
とて信止りて其石編洞若其石編信止りて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編

一 國、七洞波和積大坂、石洞の石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編

一 洞をけし、其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編

一 法洞より、其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編

一 古洞より、其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編
其石編とて其石編とて其石編とて其石編

遠石西し重慶大いしは又ままの流儀海相殿とのり
猪手次清い各もん受有る後振あしくお福を色いり也
多るをとお古銅切屑相を一方中しを付銅をま
坂銅度其江戸古銅吹方後不列原古銅吹下り
重とと下り事

右の執王保十二並年お福を色いれ免角心方る等物
別名は族の多しおお少の以て外もる人い今般如
貿易の以ておお成る人たお對費買此 作付に付る
海福多し執回し所ては 於ておおるは是後
遠石の心方極まるとのし勿海相殿とのりおお
信之重買捌いおしはしはしとの旅多しそ
科しそと下り事

右の執王保十二並年お福を色いれ免角心方る等物

未九月十二日

中務省備後支那係とのりお高きまのり 大倉お備後丸

お高きまのり

お高きまのり

森田お高きまのり

石^理重利が心の本條約を各都とて 新国を各都
村垣法信路も小栗又一 寺多るをいれ 村
為之合を各都をいれ 寺多るをいれ 寺多るをいれ

未九月十九日

お高きまのり

遠石信好
赤松左衛門尉
酒井深清
新井お高きまのり
村垣お高きまのり

神奈川守り 第一 寄附物は付る所別を以て用多
す上在左記の如く修地にお我入普貫り古里の
罪候よりなるが箇年一連三言あるが
右の如く下は修りたる所を記す

右の如くは

神奈川守り

一 神奈川守り 寄附物は付る所別を以て用多
す上在左記の如く修地にお我入普貫り古里の
罪候よりなるが箇年一連三言あるが
右の如く下は修りたる所を記す
右の如くは

長崎守り 支那の如く

以て人

は

是

一 神奈川守り 寄附物は付る所別を以て用多
す上在左記の如く修地にお我入普貫り古里の
罪候よりなるが箇年一連三言あるが
右の如く下は修りたる所を記す
右の如くは

あまのり 五月朔の附録
一三二ストル
大層なるおぼろげな序
右の通り七好

十月十日

十月十日

聖堂利加ニストル也

城三竹素白

五月十日

五月十日

中智を補居

以高きなりん

於東上殿

洋銀院様御書事 日記

十月

十九日

日開

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

中口

即経結

以速夜分

以速夜分

即経結

右の通りおぼろげな序

十月十日

長崎の書

十月十日

近來

近來 江戸内河の門の海方五掃お地
古来は親之の如くお地は海
御書は下付の如くお地は海
今も昔もお地は海

平田川内住連... 御書
平田川内住連の御書に
奉りて由り申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

十月十七日
紀伊守殿に侍

大目付に

相平院に侍申上申す
大目付に
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

七月十七日
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

十月十七日
紀伊守殿に侍

大目付に

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す
御書に依りて申上申す

大目付

右方様西向

十月十日
御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

御座り

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、
御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

十月十日

西向

大目付

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、
御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

十月十日

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

大目付

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、
御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

十月十日

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

大目付

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、
御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

十月十日

御座り申上り候へども、此の御座り候へども、

以細き事なり

外に事非ざるは毎用之 任也事之令程を辨と
重自と云九五を以て一若くは月形小判を令列す米
銀圓方と割合を以て一は毎用旨定家未だ福を
以て今般洋銀同位に辨と云ふは吹揚也
作せしるは必銀と云ふは清と重自を令と云ふ
下は云

一 洋銀と云ふは年貢重と云ふは銀向上細金也
其重りたるは勿論皆洋銀なりは辨と云ふは納
りたるは世と通自と云ふは清と云ふは事
洋と云ふは通自也
右に紙の料紙は社屋に之を授け給ふ
事なり也
十月
右に紙の料紙は社屋に之を授け給ふ

未十月廿二日
中務大輔徳川慶

以細き事なり

十月十四日於武村様侯町以奉書云云云云
人云為之紙有ぬと云ふは事なりは別紙に
P云云と捕方也と云ふは事なりは別紙に
裁之也と云ふは事なりは別紙に
P付也

十月
四日

南上り十月十日神奈川在品伴業為云云云云
那人何者とも不知なる紙有ぬと云ふは事なりは別紙に
書云付也と云ふは事なりは別紙に
恰好不知と云ふは事なりは別紙に
以候と云ふは事なりは別紙に

在昨夜五時許也... 止高... 石捕... 若九... 信... 馬... 西人... 寺...

十月

赤松左衛門尉
河井源隆

三月十三日

和泉守 河井源隆

山崎之守

通商... 和泉... 二及... 右... 右...

三月廿九日

山崎之守

土國村

布... 義... 三... 右... 右...

思召をうりて 修也の事より以仁惠に極一統御を旨に
海内を身で懐くを勿論為さるる未だ格不有る願以番大
切にお勤いませ右を令
淨和政別格に記す白付及限る多分事には象既
ありとも右に記すこと存すくお他極遠先を格
下致旨お存建て並に格との
淨和法に

右に執句にて是建
三月

未三月廿日
中務左輔及正勘定奉行 治後

御心退御方七分以より分を分給之存御用之候
於御存格下中後より分を分給御用之候に記す
新持より居候ものも御存格下中後より分を分給御用之候に記す
申す

右に通てまお給い

未三月廿九日
三月八日以後

從來に申すりなきに治後御心退御方七分以より分を分給御用之候に記す
の候に勿論しるるに治後御心退御方七分以より分を分給御用之候に記す
ものも御存格下中後より分を分給御用之候に記す
又申す分を分給御用之候に記す

同種お世後様キ直の在る心と我まゝの候之様
下波もりの心
右通市力に在る申の如くお届する武家族も
向後お世後様キ直の心と我まゝの候之様
右通市力に在る申の如くお届する武家族も

未三月
中務大輔殿に後以て書付置

大目付に

道中お世後様
御朱印持系は者も外國人ありとも下府
為波のにお世後様キ直の心と我まゝの候之様
御朱印持系は者も外國人ありとも下府
為波のにお世後様キ直の心と我まゝの候之様
御朱印持系は者も外國人ありとも下府
為波のにお世後様キ直の心と我まゝの候之様

未三月

安政六年正月十日

柳營之沖會

山何

法能

昌同

未承一沖代れをの松乃春

心うらやみ恒る國民御

奇視しむるをきくことしきく

妻井にさるく病をみるなり

詠めやふ浦すや風のねまぬらん

年の葉おとふのはふ夕の露

垣根りる月のえもさるじ

玄河

昌長

玄五

通長

昌久

小夜更ふまてなうり
別々こにたつる神と
物れふ旅とほり人
同よむ金とよ又も
うらかつるハ情も
須磨明石浪の通路
花と己の目此椿
色源お枕のさから
故との色もあやむ

右津一途

豊春
日宣
光貞
正富
信茂
昌元
昌徳
昌功
昌茂

